

受付期間：令和4年4月4日～20日

公募内容に関する質問への回答

八重干瀬及び周辺地域自然環境現況調査業務に係る技術提案募集への質問について、次のとおり回答します。

番号	受付日	募集要領及び仕様書等の該当ページ	質問内容	回答
1	R4.4.14	募集要領 p.3	技術提案書（様式3）の枚数に制限はありますか。	様式3は3-1, 3-2, 3-3に分かれていますが、各1枚としてください。
2	R4.4.15	仕様書 p.1 第2章 業務内容 (対象地域) 第5条(2)陸域	陸域の対象地域として「連続した自然・人工植生の分布が確認できる範囲（県道は連続性の分断とする）」とありますが、宮古島と池間島に関しては、沿岸から県道までの範囲という理解でよろしいでしょうか。 宮古島は県道230号線（池間大浦線）よりも沿岸側にも道路がありますが、陸域の対象地域は島尻のマンゴープ林を含めた県道230号線まで含めた範囲でしょうか。 また、池間島は県道230号線より内側も含めた範囲でしょうか。	陸域の対象地域は、沿岸から県道までの植生が連続した範囲ですが、畠地や住宅地等が入り込んでいる部分は除外、またはそれらにより分断されていると見なせる部分は対象に含める必要はありません。 宮古島では、島尻のマンゴープ林を含めます。また県道以外の道路が植生を横切っているケースがありますが、沿岸から尾根が続いている場所などは連続していると見なしてください。 池間島は、沿岸付近を県道230号線が通っていますが、池間湿原からの植生の連続性もありますので、実質的に県道230号線による分断はほぼないとお考えください。